

奈良県告示第三百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、山陵
・中山土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出
があつた。

令和二年一月十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	奥田 善次郎	奈良市山陵町二八三
〃	吉岡 史人	〃 一七五
〃	藤川 信哉	〃 一七八
〃	吉岡 信博	〃 二二〇
〃	吉岡 克弘	〃 四九三
〃	福井 宏一	〃 一八五
〃	出口 礼次郎	中山町一三九九一
〃	西澤 一晃	〃 一二九八
〃	中野 精一	〃 一一六四
〃	西澤 善一	〃 一四五五―二
〃	北野 多家男	中山町西一丁目八五九―二
〃	吉田 一郎	中山町一三〇一
〃	西槇 一昌	〃 一二三一
〃	中野 博之	〃 一二一一
〃	西澤 成晃	〃 一三三五―二
〃	出口 武男	〃 一三五五―一
監事	吉岡 郁洋	山陵町八八一―一
〃	奥田 博一	〃 二二四
〃	清穂 忠一	中山町一一五六
〃	染川 稔	〃 一五三九―二

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	吉岡 史人	奈良市山陵町一七五
〃	吉岡 信博	〃 二二〇

〃	〃	〃	監 事	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
金澤 秀雄	清穂 忠一	西里 善行	福井 宏一	出口 武男	西澤 成晃	北野 多家男	西槇 一昌	中野 薫	吉田 一郎	中野 博之	西澤 正次	西澤 一晃	出口 礼次郎	中尾 匡邦	奥田 博一	吉岡 郁洋	吉岡 克弘
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 七五二	中山町 一一五六	〃 二二八	山陵町 一八五	〃 一三五五―一	〃 一三三五―二	〃 八五九―二	〃 一二三一	〃 一一六四―二	〃 一三〇一	〃 一二一一	〃 一四五五―二	〃 一二九八	中山町 一三九九―一	〃 四五一	〃 二二四	〃 八八一―一	〃 四九三